

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 附属明細書

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額等は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当年度 当初残 高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 償却額	当年度 末帳簿 価額	減価償 却累計 額	償却累 計率
有形固定資産 建 物 土 地 使用権資産 建設仮勘定 その他の有 形固定資産							%
有形固定資産 計							
無形固定資産 ソフトウェ ア 使用権資産 その他の無 形固定資産							
無形固定資産 計							

(記載上の注意)

- 1 資産の種類については、重要性に応じ適宜区分して記載すること。
- 2 当年度の減損損失の金額は、「当年度減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当年度末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 3 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当年度当 初残高	当年度増 加額	当年度減少額		当年度末 残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当 金						
合 計						

(記載上の注意)

「計上理由及び算定方法」欄は、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

(3) 事業管理費

(単位：百万円)

区 分	金 額
人 件 費	
給 与 報 酬	
退 職 給 付 費 用	
そ の 他	
物 件 費	
土 地 建 物 賃 借 料	
機 械 賃 借 料	
保 守 管 理 費	
旅 費 ・ 交 通 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	
事 務 委 託 費	
推 進 費	
福 利 厚 生 費	
減 価 償 却 費	

無 形 固 定 資 産 償 却	
そ の 他	
税 金	
計	

(記載上の注意)

監事が監査をするに当たって、参考となるように記載すること。

(4) 子会社等に対する出資

(単位：百万円)

会社名	当年度当初残高			当年度末残高			当年度増減(△)高	当該子会社等に対する農林中央金庫の出資口数
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額		
							()	口
計								

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。
- 2 「当年度増減(△)高」欄は、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
- 3 優先出資を発行している場合には、当該子会社等の有する農林中央金庫の出資口数について普通出資及び優先出資に区分の上記載すること。
- 4 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(5) 子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務

① 子会社等との取引

(単位：百万円)

会 社 名	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
計			

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。
- 2 「摘要」欄は、主要取引科目等を記載すること。

② 子会社等に対する債権及び債務

(単位：百万円)

会社名	取引内容	債 権			債 務		
		当年度 当初残 高	当年度 末残高	当年度 増減 (△)額	当年度 当初残 高	当年度 末残高	当年度 増減 (△)額
	計						
	計						
合 計							

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。
- 2 「取引内容」欄は、貸付金、事業未収金等債権、債務の内容が正確に分かるよう記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他取引」として一括して記載することができる。
- 3 債務保証を行っている場合は、「債権」欄に見返額を記載すること。
- 4 重要な貸付金又は借入金等で、特別な回収又は返済条件(期限、利率等)のものがある場合には、その内容を注記すること。
- 5 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(6) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 業務報告に関する事項

(1) 役員の兼職等の状況

役 名	氏 名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役職	摘 要
経営管理委員				
・				
・				
監 事				
・				
・				

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第24条の5第1項の規定に基づく兼職等の制限の適用を受けない役員の兼職等先(農林水産業及び報酬を得ていない事業を除く。)について記載すること。
- 2 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を「摘要」欄に付記すること。
ただし、会員が行う金融事業については、この限りでない。

(2) 役員又は役員の兼職等先との間の取引状況(当年度末現在)

① 役員との間の取引状況

(単位：百万円)

役名	氏 名	貸出金	当年度増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当年度増減 (△)高

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第24条の5第1項の規定に基づく兼職等の制限の適用を受けない役員と農林中央金庫(以下この様式において「金庫」という。)との間の取引について記載すること。
- 2 「貸出金」欄は、総合口座取引における当座貸越、預金、定期積金又は農林債を担保とする貸付金(担保とされた預金、定期積金又は農林債の額を超えないものに限る。)及び農林水産業に係る貸出金を除いて記載すること。

② 役員の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸出金	当年度増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当年度増減 (△)高

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第24条の5第1項の規定に基づく兼職等の制限の適用を受けない役員の兼職等先と金庫との間の取引について記載すること。また、役員が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する株式会社と金庫との取引について記載すること。
- 2 「貸出金」欄は、総合口座取引における当座貸越、預金、定期積金又は農林債を担保とする貸付金(担保とされた預金、定期積金又は農林債の額を超えないものに限る。)及び農林水産業に係る貸出金を除いて記載すること。

(3) 理事、経営管理委員及び監事に対する報酬その他の職務遂行の対価

(単位：千円)

区 分	報酬その他の職務遂行の 対価である財産上の利益	総(代)会で定められた報酬 限度額
理 事		
経 営 管 理 委 員		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

- 1 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 2 理事、経営管理委員及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事、経営管理委員及び監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他業務報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。